

◇職員の高齢者部分休業に関する条例（新潟県条例第30号）

1 趣旨

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとしました。（第1条関係）

2 高齢者部分休業の承認

(1) 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする事としました。（第2条関係）

(2) 地方公務員法の規定に基づき高年齢として条例で定める年齢は、当該職員に係る職員の定年等に関する条例に規定する定年から5年を減じた年齢とすることとし、任命権者は、職員が当該年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる事としました。（第2条関係）

3 高齢者部分休業取得中の給与

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を控除して給与を支給することとしました。（第3条関係）

4 退職手当の取扱い

高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例の規定により計算した在職期間から除算することとしました。（第4条関係）

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（新潟県条例第31号）

1 職員の定年等に関する条例の一部改正関係

(1) 職員の定年は、年齢65年（保健所及び精神保健福祉センターにおいて医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年）とすることとし、地方公務員法に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすることとしました。（第1条関係）

(2) 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員等が退職する場合を除く。）をした者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる事としました。（第1条関係）

(3) (1)の定年は、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとしました。（第1条関係）

(4) 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員等を除く。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする事としました。（第1条関係）

2 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 1(2)により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとしました。（第4条～第7条関係）

(2) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとしました。（第4条及び第6条関係）

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正関係

当分の間、11年以上の期間勤務した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額については、定年により退職した

者等に対する退職手当の基本額の規定を準用することとしました。(第8条関係)

4 職員の再任用に関する条例の廃止関係

職員の再任用に関する条例は、廃止することとしました。(第20条関係)

5 定年退職者等の再任用に関する経過措置

(1) 任命権者は、施行日前に1による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により退職した者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例に規定する定年に達している者等を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとしました。(附則第3条関係)

(2) 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正後の地方公務員法の規定にかかわらず、施行日前に旧条例の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例に規定する定年をいう。)に達している者等を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとしました。(附則第4条関係)

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(新潟県条例第32号)

1 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)

2 個人情報ファイル

県の機関等は、個人情報の保護に関する法律の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該県の機関等が保有している個人情報ファイルのうち、記録されている本人の数が1,000人に満たないものについて、同法に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないこととしました。(第2条関係)

3 新潟県個人情報保護審査会の組織及び運営

個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、新潟県個人情報保護審査会を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。(第9条～第18条関係)

4 新潟県個人情報保護条例の廃止

新潟県個人情報保護条例は、廃止することとしました。(附則第2条関係)

5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

6 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例(新潟県条例第33号)

1 指定管理者制度の導入

コロニーにいがた白岩の里の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第6条～第10条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。